

滋 ス 協 体 武 第 97 号
令和7年(2025年)10月12日

令和8年度
滋賀県立武道館利用予定
団体代表者 様

(公財)滋賀県スポーツ協会
滋賀県立体育館・武道館管理センター
所 長 南 和 巳
(公 印 省 略)

令和8年度 特例使用スケジュール調整会議の開催について(通知)

清秋の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当管理センターの運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般使用受付に先駆けて、下記のとおり※特例使用基準に該当する事業について、「令和8年度特例使用スケジュール調整会議」を開催することとなりました。

つきましては、事前に使用希望日を確認するため、令和8年度滋賀県立武道館の使用希望団体の方は、同封しております特例使用仮申込書を 11月12日(水)17時までに、郵送またはメールでご提出いただきますようお願いいたします。

皆様からの特例使用仮申込書を集約した(仮)特例使用申込一覧表を調整会までに郵送いたしますので、調整会当日に必ず持参のうえ、ご出席ください。

記

1. 開催日時 令和7年12月9日(火) 10時00分～

2. 会 場 滋賀県立武道館 大会議室

3. そ の 他 ・本調整会議の案内通知については、昨年度の各競技団体等担当者あてに郵送しております。特例使用仮申込書(別紙)には、本年度の担当者および連絡先を記載くださいますようお願いいたします。

※特例使用基準(スケジュール調整会議に該当する大会等)は以下のとおりです。

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、(公財)滋賀県スポーツ協会およびその他公共的団体が主催する県域以上の事業に全面貸切使用するとき。
- ・当該競技を統括する県域の競技団体およびこれに加盟している郡市以上の競技団体が主催もしくは主管する事業に全面貸切使用するとき。
- ・広く県民文化の向上に寄与すると判断される全県的規模以上の事業で、かつ当該施設の他に代替施設がない場合に全面貸切使用するとき。
- ・その他、指定管理者が特に必要と認めるとき。

※ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)は、令和8年(2026年)3月末を持ちまして、当館の営業を終了させていただくこととなりました。
長年ご使用いただきました皆さまに感謝申し上げますとともに、閉館についてご理解賜りますようお願い申し上げます。(体育館のスポーツ広場に車両を駐車することは出来なくなります。)

滋賀県立体育館・武道館管理センター
(担当)岩崎 貴文
TEL 077-521-8311
FAX 077-521-8348
E-mail budo@bsn.or.jp